

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 165 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 160 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：自動車走行中に幼児の車外転落を防止するために取った行為よりもチャイルドシートの着用義務が優先される理由が分かるもの、またその事案の概要が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判断理由：
 - 行政文書の不存在について
審査請求人は、「自動車走行中に幼児の車外転落を防止するために取った行為よりもチャイルドシートの着用義務が優先される理由が分かるもの、またその事案の概要が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。
道路交通法第 1 条は、「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。」と定めており、幼児用補助装置についても当該目的を達するために着用が義務付けられているものと考えられる。
したがって、自動車走行中に幼児の車外転落を防止するために取った行為よりも幼児用補助装置の着用義務が優先される合理的な理由は認められず、実施機関が本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得することは、通常想定し難い。
以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。
したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成 23 年 7 月 8 日		
② 決 定	平成 23 年 7 月 20 日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成 23 年 9 月 7 日		
④ 諮 問	平成 23 年 9 月 22 日		
⑤ 経 過	平成 27 年 11 月 18 日	第 189 回審査会	審議
	平成 27 年 12 月 16 日	第 190 回審査会	審議
	平成 28 年 1 月 13 日	第 191 回審査会	審議
	平成 28 年 2 月 23 日	第 192 回審査会	審議